

守口市障がい者活躍推進計画

機関名	守口市役所（市長部局）
任命権者	守口市長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
守口市における障がい者雇用に関する課題	採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障がい者である職員の活躍のためには、職種や業務内容の拡充など、更なる体制整備や各種取組を進めることが必要である。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 （各年 6 月 1 日時点） （各年度）当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上 ※令和 6 年度の法定雇用率：2.8% （令和 6 年 6 月 1 日時点の雇用率：3.21%） （評価方法）毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に、前年度採用者の定着状況を把握、進捗管理。
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として、総務部人事課長を、障がい者職業生活相談員として、人事課課長代理又は主任を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関である公共職業安定所等と連携体制を構築し、関係者間で役割分担や各種相談先に係る情報を共有する。 ○役割分担については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○定期的に面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○個々の要望を踏まえ、就労支援機器の購入（例：拡大読書器、読み上げソフト）等を検討する。 ○きめ細かな面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を検討する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

	・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を促進する。 ○ 本人の希望等も踏まえ、実務研修等の受講を促進する。 ○ 面談等を通じて状況把握や体調配慮を行うこととする。
その他	○ 各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。